

一定規模以上の土地の形質変更には 事前に届出が必要です

島根県環境生活部環境政策課

土壌汚染対策法第4条第1項の規定により、一定の規模以上の土地の形質変更を行う場合は、着手する日の30日前までに保健所長あて届出が必要です。

届出の対象となる行為

掘削部分及び盛土部分を併せた面積が3,000㎡以上(※)となる土地の形質変更

※ただし、現に有害物質使用特定施設が設置されている事業場の敷地、又は法第3条第1項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る事業場の敷地(法第3条第1項の報告をした事業場の敷地を除く。)にあつては900㎡以上

【届出の対象とならない行為】

1. 次の全てに該当する行為
 - ・ 形質変更の対象となる土地の区域外へ土壌の搬出を行わない。
 - ・ 形質変更に伴い土壌の飛散・流出が生じない。
 - ・ 掘削深度が50cm未満である。
2. 農業を営むために通常行われる行為（耕起、収穫等）であつて、土壌の搬出を行わない場合
3. 林業の作業路網の整備であつて、土壌の搬出を行わない場合
4. 鉱山関係の土地において行われる形質変更
5. 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
6. 形質変更の内容が盛土のみの場合

届出義務者

土地の形質の変更をしようとする者でありその施工に関する計画の内容を決定する者

【例】 土地所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発事業者

→開発事業者

請負工事の発注者と受注者

→一般的には発注者

届出にあたっての注意事項

届出義務者が土地の所有者等でない場合にあつては、当該届出や法第4条第3項の命令が発出される可能性について土地の所有者等に対して十分説明を行ってください。

当該届出の工事等により届出日以降に形質変更の対象地において新たな汚染の恐れを生じさせる行為は行わないようにしてください。

調査命令等

届出された土地が、特定有害物質によって汚染されたおそれがあると認められるときは、保健所長等から調査命令が発出され、その調査結果によっては、規制対象区域に指定されることがあります。

届出時期

届出書の提出は、土地の形質変更に着手する日の30日前まで行ってください。

→ 「着手する日」とは、土地の形質変更そのものに着手する日をいい、契約事務や設計等の準備行為を含みません。

<参考例・数え方>

7月1日	7月2日	7月3日	……	7月31日	8月1日
届出日	1日	2日	……	30日	着手日

届出書類

(1) 届出書

- 「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」（施行規則様式第六）

※該当地番が多数の場合は一覧表を別紙として添付してください

(2) 添付書類

① 図面（以下の書面全て）

- 位置図：施工場所の分かるもの
- 平面図：掘削部分と盛土部分が色分けされ、凡例があること
形質変更部分の面積が記載されていること
事業名、工区名、路線名等が明記され工事の内容が分かること
地図上に地番が入っていること ※用地実測図等でも可
- 立面図、断面図：掘削部分の深さが分かること

② 登記事項証明書その他の当該土地の現所有者等の所在が明らかとなる書面

※写しでも可

(ア) 届出者以外に土地所有者等がない場合

- 添付不要

(イ) 届出者以外に土地所有者等がいる場合、以下のうちいずれか

- 登記事項証明書上の所有者と実際の所有者が同じ場合
→ 登記事項証明書（現所有者であること）その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面
- 登記事項証明書上の所有者と実際の所有者等が異なる場合
→ 実際の所有者等の所在が明らかとなる書面

【例】 固定資産課税台帳記載事項証明書、固定資産評価証明書、固定資産税に係る直近の課税明細書の写し、土地売買契約書、土地の形質変更に係る工事請負契約書、同意書、公共施設の占有許可証、相続人が土地の所有権を有している場合は戸籍謄本及び住民票など相続人であることを証する書類 など

土地改良事業について

事業実施主体が「土地の形質変更の届出を行う者」かつ「土地所有者等」に該当する場合は規則第 23 条第 2 項第 2 号の添付書類は不要*

※この場合は事業認可書等の写し及び事業計画書等により施工範囲と法第 4 条届出対象土地と同一と分かる図面を添付してください

「土地の所有者等」とは

土地の所有者、管理者及び占有者のうち、土地の掘削を行うために必要な権原を有し調査の主体として最も適切な一者に特定されるものであり、通常は土地の所有者が該当する。なお、土地が共有物である場合は共有者の全てが該当する。

「所有者等」に所有者以外の管理者または占有者が該当するのは、土地の管理及び使用収益に関する契約関係、管理の実態等からみて土地の掘削を行うために必要な権原を有する者が別にいる場合で、その例は以下のとおり。

【例】・所有者が破産している場合の破産管財人

- ・土地の所有権を譲渡担保により債権者に形式上譲渡した債務者
- ・工場の敷地の所有権を既に譲渡したが、まだその引き渡しをしておらず操業を続けている工場の設置者

(環水大気土発第 2202212 号令和 4 年 3 月 24 日の第 3 の 1 (2)①より抜粋)

届出・問合せ先一覧

機関名	所在地	電話番号	管轄区域
松江保健所 環境保全課	〒690-0011 松江市東津田町 1741-3	(0852) 23-1318	安来市
雲南保健所 環境保全課	〒699-1396 雲南市木次町里方 531-1	(0854) 42-9671	雲南市、奥出雲町、 飯南町
出雲保健所 環境保全課	〒693-0021 出雲市塩冶町 223-1	(0853) 21-1197	出雲市
県央保健所 環境保全課	〒694-0041 大田市長久町長久ハ 7-1	(0854) 84-9809	大田市、川本町、 美郷町、邑南町
浜田保健所 環境保全課	〒697-0041 浜田市片庭町 254	(0855) 29-5560	浜田市、江津市
益田保健所 環境保全課	〒698-0007 益田市昭和町 13-1	(0856) 31-9554	益田市 津和野町、 吉賀町
隠岐保健所 環境衛生課	〒685-8601 隠岐郡隠岐の島町港町塩口 24	(08512) 2-9715	隠岐の島町、海士町、 西ノ島町、知夫村
松江市環境対策課	〒690-0826 松江市学園南一丁目 20 番 43 号	(0852) 55-5274	松江市
環境政策課 大気・水環境グループ	〒690-8501 松江市殿町 1 番地	(0852) 22-6444	